

司法試験・予備試験短答過去問題集

憲法③セレクション

統治

- ・ 解答ページの右上の問題番号（KE0000）に解説の YouTube 動画のリンクが貼っていますので活用ください。
- ・ 勉強部屋の [YouTube のチャンネル登録](#)のご協力をお願いします。
- ・ データの加工はあくまで個人利用の範囲でお願いします。



飯田さんの司法試験・予備試験の勉強部屋

[\(HPはこちらから\)](#)

政党に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

ア. 憲法には政党について直接規定されていないが、政党は、憲法の定める議会制民主主義を支える上で極めて重要な存在であることから、憲法は、政党の存在を当然に予定しているとするのが判例の立場である。

イ. 憲法第51条は、「両議院の議員は、議院で行った演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。」と定め、国民の代表たる国会議員の職務執行の自由を保障しているから、議院内での国会議員による発言や表決を理由にその所属政党が除名処分をすることはできない。

ウ. 政党がその所属党员に対してした除名その他の処分の当否について、裁判所は、原則として適正な手続にのっとってされたか否かを審査して判断すべきであり、一般市民としての権利利益を侵害する場合に限り処分内容の当否を審査できるとするのが判例の立場である。

政党に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

1 ア. 憲法には政党について直接規定されていないが、政党は、憲法の定める議会制民主主義を支える上で極めて重要な存在であることから、憲法は、政党の存在を当然に予定しているとするのが判例の立場である。

2 イ. 憲法第51条は、「両議院の議員は、議院で行った演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。」と定め、国民の代表たる国会議員の職務執行の自由を保障しているから、議院内での国会議員による発言や表決を理由にその所属政党が除名処分をすることはできない。

2 ウ. 政党がその所属党员に対してした除名その他の処分の当否について、裁判所は、原則として適正な手続にのっとってされたか否かを審査して判断すべきであり、一般市民としての権利利益を侵害する場合に限り処分内容の当否を審査できるとするのが判例の立場である。

政党に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

ア. 憲法は、政党について規定するところがないが、政党の存在を当然に予定しており、政党は、議会制民主主義を支える不可欠の要素であるから、国会が、参議院議員の選挙制度の仕組みを決めるに当たり、このような政党の国政上の重要な役割を踏まえて、政党を媒体として国民の政治意思を国政に反映させる名簿式比例代表制を採用することは、国会の裁量の範囲内である。

イ. 政党に対しては、高度の自主性と自律性を与えて自主的に組織運営をなし得る自由を保障しなければならない。また、党員が政党の存立及び組織の秩序維持のために、自己の権利や自由に一定の制約を受けることがあるのも当然であるから、政党が党員に対してした除名処分の当否は、一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、裁判所の審判権は及ばない。

ウ. 衆議院の小選挙区選挙について、候補者届出政党にのみ政見放送を認め、候補者を含むそれ以外の者には政見放送を認めないものとする公職選挙法の規定は、選挙運動をする上で、候補者届出政党に所属する候補者とこれに所属しない候補者との間に単なる程度の違いを超える差異を設ける結果となり、国会に与えられた合理的裁量の限界を超えるものであるから、憲法第14条第1項に違反する。

政党に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

ア. 憲法は、政党について規定するところがないが、政党の存在を当然に予定しており、政党は、議会制民主主義を支える不可欠の要素であるから、国会が、参議院議員の選挙制度の仕組みを決めるに当たり、このような政党の国政上の重要な役割を踏まえて、政党を媒体として国民の政治意思を国政に反映させる名簿式比例代表制を採用することは、国会の裁量の範囲内である。

イ. 政党に対しては、高度の自主性と自律性を与えて自主的に組織運営をなし得る自由を保障しなければならず、また、党員が政党の存立及び組織の秩序維持のために、自己の権利や自由に一定の制約を受けることがあるのも当然であるから、政党が党員に対してした除名処分の当否は、一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、裁判所の審判権は及ばない。

ウ. 衆議院の小選挙区選挙について、候補者届出政党にのみ政見放送を認め、候補者を含むそれ以外の者には政見放送を認めないものとする公職選挙法の規定は、選挙運動をする上で、候補者届出政党に所属する候補者とこれに所属しない候補者との間に単なる程度の違いを超える差異を設ける結果となり、国会に与えられた合理的裁量の限界を超えるものであるから、憲法第14条第1項に違反する。

憲法第41条の「唯一の立法機関」に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

- ア. 「唯一の立法機関」の意味の一つは、国会中心立法の原則である。それは、形式的意味の立法が専ら国会で法律という形式で定められなければならないという原則である。
- イ. 国会中心立法の原則には例外がある。その例外は、憲法に特別の定めがある最高裁判所規則の制定だけである。
- ウ. 「唯一の立法機関」の意味の一つは、国会単独立法の原則である。それは、国会による立法は、国会以外の機関の参与を必要としないで成立するという原則である。

国会を唯一の立法機関（憲法 41 条後段）について（呉基礎本憲法参照）

趣旨：国民代表機関である国会に立法権を独占させ、国民の権利・自由を可及的に保障すること。

「立法」についての解釈

A.形式的意味の立法→国法の一形式である法律。←同語反復で意味なし。

B.実質的意味の立法

①法規説→国民の権利を制限しまたは義務を課す法規範。

②一般的抽象的法法規説→国民の権利・義務に関する一般的・抽象的法法規範。

「唯一」の意味について

①国会中心立法の原則→国会が立法権を独占すること。

例外：議院規則制定権（58 条 2 項）、最高裁判所規則制定（77 条 2 項）。

問題点：立法の委任→規律対象範囲を定めた個別・具体的には可能。行政組織の細部も（H21-14 エ）。

②国会単独立法の原則→国会の議決だけで法律を制定しうること。

例外：地方特別法の制定における住民投票制度（95 条）。

H27-13 唯一の立法機関

KE2110 A

憲法第41条の「唯一の立法機関」に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

- 2 ア. 「唯一の立法機関」の意味の一つは、国会中心立法の原則である。それは、形式的意味の立法が専ら国会で法律という形式で定められなければならないという原則である。
- 1 イ. 国会中心立法の原則には例外がある。その例外は、憲法に特別の定めがある最高裁判所規則の制定だけである。
- 1 ウ. 「唯一の立法機関」の意味の一つは、国会単独立法の原則である。それは、国会による立法は、国会以外の機関の参与を必要としないで成立するという原則である。

憲法第 4 1 条に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には 1 を、誤っている場合には 2 を選びなさい。

ア. 憲法第 4 1 条の「国権の最高機関」につき、国政全般を統括する機関であるとの見解に立たないとしても、どの国家機関に帰属するのか不明確な権能については国会に属するものと推定することは可能である。

イ. 憲法第 4 1 条の「立法」につき、実質的意味の立法を意味しているとの見解に立つと、国民の権利を直接に制限し、義務を課す法規範についてのみ法律で定めれば足り、行政各部の組織の根本部分について法律で定めてはならないこととなる。

ウ. 憲法第 4 1 条の「唯一の立法機関」につき、内閣の法律案提出権を肯定する見解に立つと、法律案の提出は立法に不可欠の要素であるが、立法そのものではなく、その準備行為であって、国会が独占しなければならないものではないと解することとなる。

R02-14 憲法 41 条

KE2111 A

憲法第 41 条に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には 1 を、誤っている場合には 2 を選びなさい。

1 / ア. 憲法第 41 条の「国権の最高機関」につき、国政全般を統括する機関であるとの見解に立たないとしても、どの国家機関に帰属するのか不明確な権能については国会に属するものと推定することは可能である。

2 / イ. 憲法第 41 条の「立法」につき、実質的意味の立法を意味しているとの見解に立つと、国民の権利を直接に制限し、義務を課す法規範についてのみ法律で定めれば足り、行政各部の組織の根本部分について法律で定めてはならないこととなる。

1 / ウ. 憲法第 41 条の「唯一の立法機関」につき、内閣の法律案提出権を肯定する見解に立つと、法律案の提出は立法に不可欠の要素であるが、立法そのものではなく、その準備行為であって、国会が独占しなければならないものではないと解することとなる。

憲法の定める国会議員の特権に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

ア. 不逮捕特権を定める目的が議院の審議権の確保にあるとする見解に立つと、国会議員に対する逮捕請求の理由が正当であっても、議院は、議員の逮捕を許諾しないことができる。

イ. 免責特権を定める目的が議員の職務執行の自由の保障にあるとする見解に立つと、地方公聴会における行為まで免責の対象とならない。

ウ. 免責特権の趣旨は、議院内で行った発言を理由に院外で法的責任を問われないというものであり、その発言を理由に所属政党から除名されることはある。

1. ア○ イ○ ウ○ 2. ア○ イ○ ウ× 3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ× 5. ア× イ○ ウ○ 6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ ○ 8. ア× イ× ウ×

H26-10Y 国会議員の特権

KE2140

憲法の定める国会議員の特権に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

- ア. 不逮捕特権を定める目的が議院の審議権の確保にあるとする見解に立つと、国会議員に対する逮捕請求の理由が正当であっても、議院は、議員の逮捕を許諾しないことができる。
- × イ. 免責特権を定める目的が議員の職務執行の自由の保障にあるとする見解に立つと、地方公聴会における行為まで免責の対象とならない。
- ウ. 免責特権の趣旨は、議院内で行った発言を理由に院外で法的責任を問われたいというものであり、その発言を理由に所属政党から除名されることはある。

1. ア○ イ○ ウ○ 2. ア○ イ○ ウ× 3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ× 5. ア× イ○ ウ○ 6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○ 8. ア× イ× ウ×

国会議員の免責特権に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判決（最高裁判所平成9年9月9日第三小法廷判決，民集51巻8号3850頁）の趣旨に照らして、正しいものには○，誤っているものには×を付した場合の組合せを，後記1から8までの中から選びなさい。

ア．国会議員は，議院で行った演説，討論又は表決に加えて，国会における意見の表明とみられる行為や，職務行為に付随する行為に関しては，国民全体に対する関係で政治的責任を負うにとどまり，個別の国民の権利に対応した関係での法的義務を負うものではないから，国会議員の上記の行為そのものが国家賠償法上の違法の評価を受けることはない。

イ．国会議員が，立法，条約締結の承認，財政の監督等の審議や国政に関する調査の過程で行う質疑等は，多数決原理により国家意思を形成する行為そのものではなく，国家意思の形成に向けられた行為であり，質疑等の内容が個別の国民の権利等に直接関わることも起こり得るので，質疑等において個人の権利を侵害した国会議員は，当該個人に対して損害賠償責任を負う。

ウ．国会議員が，質疑等において，職務と無関係に違法又は不当な目的をもって事実を摘示し，あるいは，あえて虚偽の事実を摘示して，個別の国民の名誉を毀損したと認められる特別の事情がある場合には，国家賠償法第1条第1項に基づいて，国に賠償を求めることができることもある。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

R03-14 国会議員の免責特権

KE2151 A

国会議員の免責特権に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判決（最高裁判所平成9年9月9日第三小法廷判決，民集51巻8号3850頁）の趣旨に照らして、正しいものには○，誤っているものには×を付した場合の組合せを，後記1から8までの中から選びなさい。

ア. 国会議員は，議院で行った演説，討論又は表決に加えて，国会における意見の表明とみられる行為や，職務行為に付随する行為に関しては，国民全体に対する関係で政治的責任を負うにとどまり，個別の国民の権利に対応した関係での法的義務を負うものではないから，国会議員の上記の行為そのものが国家賠償法上の違法の評価を受けることはない。

イ. 国会議員が，立法，条約締結の承認，財政の監督等の審議や国政に関する調査の過程で行う質疑等は，多数決原理により国家意思を形成する行為そのものではなく，国家意思の形成に向けられた行為であり，質疑等の内容が個別の国民の権利等に直接関わることも起こり得るので，質疑等において個人の権利を侵害した国会議員は，当該個人に対して損害賠償責任を負う。

ウ. 国会議員が，質疑等において，職務と無関係に違法又は不当な目的をもって事実を摘示し，あるいは，あえて虚偽の事実を摘示して，個別の国民の名誉を毀損したと認められる特別の事情がある場合には，国家賠償法第1条第1項に基づいて，国に賠償を求めることができることもある。

1. ア○ イ○ ウ○ 2. ア○ イ○ ウ× 3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ× 5. ア× イ○ ウ○ 6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○ 8. ア× イ× ウ×

H24-15 衆議院の優越

KE2160 A

衆議院の優越に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

ア. 衆議院と参議院を比較すると、衆議院の方が議員の任期が短く、また解散により必要な場合には民意を問える地位にある点で、相対的に見て、その時々を民意をより反映しているといえることが衆議院優越の根拠であると解される。

イ. 衆議院が可決した法律案を参議院が可決しなかった場合には、衆議院が出席議員の3分の2以上の多数で再び可決して法律として成立させることができるが、衆議院の再議決の前には両院協議会を開くことが憲法上求められている。

ウ. 憲法は条約について、内閣が締結権を有するとしながらも、国会による承認を経ることを求めている。その際には、案件を先に衆議院に提出しなければならず、また議決についても、法律案の場合よりも衆議院の強い優越性が認められている。

衆議院の優越

	先議権	両院協議会	衆参の議決が異なる時	日数経過後の効果
法律案 (59)	なし	任意的	衆議院の再議決(2/3以上)があれば成立	60日経過で参議院の否決の擬制可
予算(60)	あり	必要的	衆議院の議決による	30日経過で衆議院の議決による
条約(61)	なし			
内閣総理大臣の指名(67)				10日経過で衆議院の議決による

衆議院の優越に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

ア. 条約の承認に関する衆議院の優越の程度は、法律案の議決、予算の議決のいずれの場合と比べても小さい。

イ. 参議院と比べて衆議院の方が議員の任期が短いこと、衆議院に解散の制度があることは、衆議院の優越の根拠とはならない。

ウ. 憲法改正の発議及び予備費支出の承諾については、議決において衆議院の優越はなく、両議院の議決は対等である。

衆議院の優越

	先議権	両院協議会	衆参の議決が異なる時	日数経過後の効果
法律案 (59)	なし	任意的	衆議院の再議決(2/3以上)があれば成立	60日経過で参議院の否決の擬制可
予算(60)	あり	必要的	衆議院の議決による	30日経過で衆議院の議決による
条約(61)	なし			
内閣総理大臣の指名(67)				10日経過で衆議院の議決による

衆議院の優越に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

- 2 ア. 条約の承認に関する衆議院の優越の程度は、法律案の議決、予算の議決のいずれの場合と比べても小さい。
- 2 イ. 参議院と比べて衆議院の方が議員の任期が短いこと、衆議院に解散の制度があることは、衆議院の優越の根拠とはならない。
- 1 ウ. 憲法改正の発議及び予備費支出の承諾については、議決において衆議院の優越はなく、両議院の議決は対等である。

参議院の緊急集会に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

ア. 参議院の緊急集会は、衆議院が解散されて総選挙が行われ、特別会が召集されるまでの間に、国会の開会を必要とする緊急の事態が生じた場合に、内閣又は参議院の総議員の4分の1以上の求めによって開かれる。

イ. 緊急集会の期間中における参議院議員は、国会の会期中とは異なり、法律の定める場合を除いて逮捕されないという特権や、議院での発言及び表決に対し院外で責任を問われないという特権を有しない。

ウ. 参議院の緊急集会は、原則として国会の権能に属する全ての事項を扱うことができるが、各議院の総議員の3分の2以上の賛成による国会の発議が必要とされている憲法改正の発議を行うことはできない。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

R03-10Y 参議院の緊急集会

KE2177 B

参議院の緊急集会に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

ア. 参議院の緊急集会は、衆議院が解散されて総選挙が行われ、特別会が召集されるまでの間に、
× 国会の開会を必要とする緊急の事態が生じた場合に、内閣又は参議院の総議員の4分の1以上の求めによって開かれる。

イ. 緊急集会の期間中における参議院議員は、国会の会期中とは異なり、法律の定める場合を除いて逮捕されないという特権や、議院での発言及び表決に対し院外で責任を問われないという特権を有しない。

ウ. 参議院の緊急集会は、原則として国会の権能に属する全ての事項を扱うことができるが、
○ 各議院の総議員の3分の2以上の賛成による国会の発議が必要とされている憲法改正の発議を行うことはできない。

1. ア○ イ○ ウ○ 2. ア○ イ○ ウ× 3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ× 5. ア× イ○ ウ○ 6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○ 8. ア× イ× ウ×

政党名簿によって選出された議員が、後になって除名や離党あるいは党籍変更等により当該政党に所属しなくなった場合に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

ア. 政党を基礎にその得票数に比例して議席配分を行う比例選挙が政党中心の選挙であることを重視する立場では、当選人として議員の身分を取得した時の党籍を失った場合に議員資格を失わせる制度を設けることは、憲法違反である。

イ. 政党中心の選挙である比例選挙で選ばれた議員であっても、憲法第43条第1項にいう全国民の代表であると解する立場では、党の方針に従わない議員がその党を除名された場合に議員資格を失わせる制度を設けることは、憲法違反である。

ウ. 比例選挙が政党中心の選挙であることと憲法第43条第1項の全国民の代表という文言を共に重視する立場では、党の方針に従わない議員を除名しても議員資格を失わせない制度を設けることは、憲法違反である。

政党名簿によって選出された議員が、後になって除名や離党あるいは党籍変更等により当該政党に所属しなくなった場合に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

ア. 政党を基礎にその得票数に比例して議席配分を行う比例選挙が政党中心の選挙であることを重視する立場では、当選人として議員の身分を取得した時の党籍を失った場合に議員資格を失わせる制度を設けることは、憲法違反である。

イ. 政党中心の選挙である比例選挙で選ばれた議員であっても、憲法第43条第1項にいう国民の代表であると解する立場では、党の方針に従わない議員がその党を除名された場合に議員資格を失わせる制度を設けることは、憲法違反である。

ウ. 比例選挙が政党中心の選挙であることと憲法第43条第1項の国民の代表という文言を共に重視する立場では、党の方針に従わない議員を除名しても議員資格を失わせない制度を設けることは、憲法違反である。

選挙制度に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

ア. 小選挙区制の下では、二大政党化への傾向が生じ、そのいずれかの政党が議会の過半数を占め、政権が安定する可能性が高くなる。他方で、議席に反映されない死票が多くなり、国民の間に存在する少数者の意思が議会に反映されにくくなる。

イ. 比例代表制の下では、死票が比較的少なく、有権者の様々な意思が議会に反映されやすくなる。他方で、一つの政党が議会の過半数を占めることが相対的に困難となり、小党分立を招き、政権が不安定になるおそれがある。

ウ. いわゆる中選挙区制の下では、一つの政党が議会の過半数を占め、政権が安定する可能性が高くなる。他方で、同一政党から複数の候補者が同一選挙区に立候補する結果、小選挙区制と比べて死票が生ずる確率が高くなる。

H24-13 選挙制度

KE2200 A

選挙制度に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

ア. 小選挙区制の下では、二大政党化への傾向が生じ、そのいずれかの政党が議会の過半数を占め、政権が安定する可能性が高くなる。他方で、議席に反映されない死票が多くなり、国民の間に存在する少数者の意思が議会に反映されにくくなる。

イ. 比例代表制の下では、死票が比較的少なく、有権者の様々な意思が議会に反映されやすくなる。他方で、一つの政党が議会の過半数を占めることが相対的に困難となり、小党分立を招き、政権が不安定になるおそれがある。

ウ. ~~むしろ~~中選挙区制の下では、一つの政党が議会の過半数を占め、政権が安定する可能性が高くなる。他方で、同一政党から複数の候補者が同一選挙区に立候補する結果、小選挙区制と比べて死票が生ずる確率が高くなる。

選挙に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

ア. 判例は、参議院議員選挙における定数不均衡の問題について、参議院の半数改選制の要請を踏まえれば投票価値の平等が一定の限度で譲歩を求められても憲法に違反するとはいえないとして、衆議院の場合よりも広い立法裁量を認めてきており、これまで違憲状態を認定したことはない。

イ. 判例は、衆議院議員選挙におけるいわゆる1人別枠方式について、小選挙区比例代表並立制の導入に当たり、直ちに人口比例のみに基づいて定数配分を行った場合の影響に配慮するための方策であり、新選挙制度が定着し運用が安定すればその合理性は失われるとしている。

ウ. 判例は、公職選挙法による選挙運動用の文書図画の頒布・掲示の規制について、表現の自由に対する最小限の制約とはいえないが、憲法第47条の趣旨に照らせば、国会の定めた選挙運動のルールは合理的と考えられないような特段の事情のない限り尊重されなければならない、当該規制は立法裁量の範囲を逸脱しているとまではいえないので合憲であるとしている。

選挙に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

2 ア. 判例は、参議院議員選挙における定数不均衡の問題について、参議院の半数改選制の要請を踏まえれば投票価値の平等が一定の限度で譲歩を求められても憲法に違反するとはいえないとして、衆議院の場合よりも広い立法裁量を認めてきており、これまで違憲状態を認定したことはない。

1 イ. 判例は、衆議院議員選挙におけるいわゆる1人別枠方式について、小選挙区比例代表並立制の導入に当たり、直ちに人口比例のみに基づいて定数配分を行った場合の影響に配慮するための方策であり、新選挙制度が定着し運用が安定すればその合理性は失われるとしている。

2 ウ. 判例は、公職選挙法による選挙運動用の文書図画の頒布・掲示の規制について、表現の自由に対する最小限の制約とはいえないが、憲法第47条の趣旨に照らせば、国会の定めた選挙運動のルールは合理的と考えられないような特段の事情のない限り尊重されなければならない、当該規制は立法裁量の範囲を逸脱しているとまではいえないので合憲であるとしている。

国会の立法手続に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

ア. 国会の活動につき、憲法は、常会（第52条）、臨時会（第53条）、特別会（第54条第1項）というように一定の期間を単位として行う会期制を採用し、国会法は、会期内に議決に至らなかった議案は後会に継続しないという会期不継続の原則を採用している。

イ. 国会の議事手続については両議院の自主性を尊重すべきであるから、裁判所としては、法律制定の議事手続に関する事実を審理して当該法律の有効無効を判断すべきではないというのが判例の立場である。

ウ. 内閣の法律案提出権が認められるのは、議院内閣制においては国会と内閣との協働が当然に要請されており、憲法第72条の「議案」に法律案も含まれるからであるとの立場に立ったとしても、法律により内閣の法律案提出権を否定することができる。

1. ア○ イ○ ウ○ 2. ア○ イ○ ウ× 3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ× 5. ア× イ○ ウ○ 6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○ 8. ア× イ× ウ×

H29-15 国会の立法手続き

KE2260 A

国会の立法手続きに関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

ア. 国会の活動につき、憲法は、常会（第52条）、臨時会（第53条）、特別会（第54条第1項）というように一定の期間を単位として行う会期制を採用し、国会法は、会期内に議決に至らなかった議案は後会に継続しないという会期不継続の原則を採用している。

イ. 国会の議事手続きについては両議院の自主性を尊重すべきであるから、裁判所としては、法律制定の議事手続きに関する事実を審理して当該法律の有効無効を判断すべきではないというのが判例の立場である。

ウ. 内閣の法律案提出権が認められるのは、議院内閣制においては国会と内閣との協働が当然に要請されており、憲法第72条の「議案」に法律案も含まれるからであるとの立場に立ったとしても、法律により内閣の法律案提出権を否定することができる。

1. ア○ イ○ ウ○ ② ア○ イ○ ウ× 3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ× 5. ア× イ○ ウ○ 6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○ 8. ア× イ× ウ×

議院の自律権に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

ア. 議員の資格争訟の裁判について規定している憲法第55条は、議員資格に関する判断を議院の自律的な審査に委ねる趣旨のものであるが、議員の選挙に関する争訟の裁判は裁判所の権限に属するので、各議院の下した議員資格に関する判断についても裁判所で争うことができる。

イ. 議院の規則制定について規定している憲法第58条第2項は、各議院が独立して議事を審議し議決する以上、当然のことを定めた規定であり、「各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する」事項について、原則として両議院の自主的なルールに委ねる趣旨である。

ウ. 議員の懲罰について規定している憲法第58条第2項は、議院がその組織体としての秩序を維持し、その機能の運営を円滑ならしめるためのものであるため、議場内に限らず、議場外の行為でも懲罰の対象となるが、会議の運営と関係のない個人的行為は懲罰の対象とならない。

1. ア○ イ○ ウ○ 2. ア○ イ○ ウ× 3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ× 5. ア× イ○ ウ○ 6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○ 8. ア× イ× ウ×

H28-15 議院の自立権

KE2270 A

議院の自律権に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

ア. 議員の資格争訟の裁判について規定している憲法第55条は、議員資格に関する判断を議院の自律的な審査に委ねる趣旨のものであるが、議員の選挙に関する争訟の裁判は裁判所の権限に属するので、各議院の下した議員資格に関する判断についても裁判所で争うことができる。

イ. 議院の規則制定について規定している憲法第58条第2項は、各議院が独立して議事を審議し議決する以上、当然のことを定めた規定であり、「各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する」事項について、原則として両議院の自主的なルールに委ねる趣旨である。

ウ. 議員の懲罰について規定している憲法第58条第2項は、議院がその組織体としての秩序を維持し、その機能の運営を円滑ならしめるためのものであるため、議場内に限らず、議場外の行為でも懲罰の対象となるが、会議の運営と関係のない個人的行為は懲罰の対象とならない。

1. ア○ イ○ ウ○ 2. ア○ イ○ ウ× 3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ× 5. ア× イ○ ウ○ ~~6. ア× イ○ ウ×~~
7. ア× イ× ウ○ 8. ア× イ× ウ×

議院の権能に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

ア. 国政調査権について、議院が保持する諸権能を実効的に行使するために認められた権能であると解する見解によれば、各議院が、国政調査権の行使として、特定の事件について裁判所の下した判決の内容の当否を調査することが認められる。

イ. 議院規則について、両議院の会議その他の手続及び内部の規律に関する国会法の規定に法的効力を認めると、国会法の改廃について両議院の意思が異なる場合に、参議院の自主性が損なわれるおそれがある。

ウ. 議院による懲罰について、公開議場における戒告、公開議場における陳謝、一定期間の登院停止、除名の4種のいずれの懲罰を科すにも、議院がその組織体としての秩序を維持するため、出席議員の過半数の議決を要する。

1. ア○ イ○ ウ○ 2. ア○ イ○ ウ× 3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ× 5. ア× イ○ ウ○ 6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○ 8. ア× イ× ウ×

R01-14 議院の権能

KE2280 A

議院の権能に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

- ア. 国政調査権について、議院が保持する諸権能を実効的に行使するために認められた権能であると解する見解によれば、各議院が、国政調査権の行使として、特定の事件について裁判所の下した判決の内容の当否を調査することが認められる。
- イ. 議院規則について、両議院の会議その他の手続及び内部の規律に関する国会法の規定に法的効力を認めると、国会法の改廃について両議院の意思が異なる場合に、参議院の自主性が損なわれるおそれがある。
- ウ. 議院による懲罰について、公開議場における戒告、公開議場における陳謝、一定期間の登院停止、除名の4種のいずれの懲罰を科すにも、議院がその組織体としての秩序を維持するため、出席議員の過半数の議決を要する。

1. ア○ イ○ ウ○ 2. ア○ イ○ ウ× 3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ× 5. ア× イ○ ウ○ ⑥ ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○ 8. ア× イ× ウ×



国政調査権の行使に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○，誤っているものには×を付した場合の組合せを，後記1から8までの中から選びなさい。

ア．国政調査権は，各議院を構成する個々の国会議員についても認められている権能であるので，個々の国会議員も行使することができる。

イ．内閣は，各議院から国政調査権に基づき報告又は記録の提出を求められた場合には，国家の重大な利益に悪影響を及ぼすときであっても拒むことができない。

ウ．各議院は，国政調査権の行使として，公務員のみならず私人に対しても，証人として出頭して証言することを求めることができる。

1. ア○ イ○ ウ○ 2. ア○ イ○ ウ× 3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ× 5. ア× イ○ ウ○ 6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○ 8. ア× イ× ウ×

H27-15 国政調査権

KE2310 A

国政調査権の行使に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

- ア. 国政調査権は、各議院を構成する個々の国会議員についても認められている権能であるので、個々の国会議員も行使することができる。
- イ. 内閣は、各議院から国政調査権に基づき報告又は記録の提出を求められた場合には、国家の重大な利益に悪影響を及ぼすときであっても拒むことができない。
- ウ. 各議院は、国政調査権の行使として、公務員のみならず私人に対しても、証人として出頭して証言することを求めることができる。

1. ア○ イ○ ウ○ 2. ア○ イ○ ウ× 3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ× 5. ア× イ○ ウ○ 6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○ 8. ア× イ× ウ×

条約に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

ア. 締結について国会の承認を要する条約は、条約、規約、協約、協定、議定書、宣言、憲章など名称の如何を問わず、国会による承認の手續のほか、天皇の国事行為としての批准書の認証を要する。

イ. 条約の締結に必要な国会の承認については、予算の場合と同様、衆議院の優越が認められており、両議院が異なる議決をした場合、衆議院で出席議員の3分の2以上の多数で再び可決したときは、条約が承認される。

ウ. 憲法は、文書による国家間の合意の全てについて、国会の承認を要すると定めたものではなく、既に有効に成立している条約の委任に基づいた細部の取決めについては、国会の承認まで要しない。

条約に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

- ア. 締結について国会の承認を要する条約は、条約、規約、協約、協定、議定書、宣言、憲章など名称の如何を問わず、国会による承認の手續のほかに、~~天皇の国事行為としての批准書の認証を要する。~~
- イ. 条約の締結に必要な国会の承認については、予算の場合と同様、衆議院の優越が認められており、~~両議院が異なる議決をした場合、衆議院で出席議員の3分の2以上の多数で再び可決したときは、条約が承認される。~~
- ウ. 憲法は、文書による国家間の合意の全てについて、国会の承認を要すると定めたものではなく、~~既に有効に成立している条約の委任に基づいた細部の取決めについては、国会の承認まで要しない。~~

条約に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

- ア. 砂川事件判決（最高裁判所昭和34年12月16日大法廷判決，刑集13巻13号3225頁）は、主権国家としての我が国の存立の基礎に極めて重大な関係を持つ高度の政治性を有する条約について、憲法に対する優位性を認め、裁判所の違憲審査権の範囲外にあると判断した。
- イ. 憲法と条約の効力関係に関する憲法優位説によれば、条約を違憲審査の対象とし得るが、適式な手続を経て締結されたある条約が違憲と判断された場合でも、当該条約の国際法上の効力は失われないため、我が国は依然として当該条約を履行する義務を負うこととなる。
- ウ. 憲法第98条第2項が遵守を求める「確立された国際法規」の意義を「国際社会において一般に承認されている成文・不文の国際法規」と解する説に立っても、我が国が締結していない条約に規定されている事項については、同条項が定める遵守義務の対象にはならない。

1. ア○ イ○ ウ○ 2. ア○ イ○ ウ× 3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ× 5. ア× イ○ ウ○ 6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○ 8. ア× イ× ウ×

条約に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

- ア. 砂川事件判決（最高裁判所昭和34年12月16日大法廷判決，刑集13巻13号3225頁）は、主権国家としての我が国の存立の基礎に極めて重大な関係を持つ高度の政治性を有する条約について、憲法に対する優位性を認め、裁判所の違憲審査権の範囲外にあると判断した。
- イ. 憲法と条約の効力関係に関する憲法優位説によれば、条約を違憲審査の対象とし得るが、適式な手続を経て締結されたある条約が違憲と判断された場合でも、当該条約の国際法上の効力は失われないため、我が国は依然として当該条約を履行する義務を負うこととなる。
- ウ. 憲法第98条第2項が遵守を求める「確立された国際法規」の意義を「国際社会において一般に承認されている成文・不文の国際法規」と解する説に立っても、我が国が締結していない条約に規定されている事項については、同条項が定める遵守義務の対象にはならない。

1. ア○ イ○ ウ○ 2. ア○ イ○ ウ× 3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ× 5. ア× イ○ ウ○ ⑥. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○ 8. ア× イ× ウ×

憲法と条約の効力関係に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

- ア. 憲法優位説によれば、条約締結の機関と手続を定めた憲法の規定は、条約の形式的効力と関わりがないと考えることになる。
- イ. 条約優位説によれば、違憲審査権の対象に「条約」という文言がない憲法の規定は、憲法が条約との関係で必ずしも最高法規でないことを示していると考えられることになる。
- ウ. 憲法優位説によれば、条約の承認手続と比べて憲法改正手続が厳格であることは、憲法が優位する効力を有する根拠となると考えることになる。

憲法と条約の効力関係に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

- 2 ア. 憲法優位説によれば、条約締結の機関と手続を定めた憲法の規定は、条約の形式的効力と関わりがないと考えることになる。
- 1 イ. 条約優位説によれば、違憲審査権の対象に「条約」という文言がない憲法の規定は、憲法が条約との関係で必ずしも最高法規でないことを示していると考えられることになる。
- 1 ウ. 憲法優位説によれば、条約の承認手続と比べて憲法改正手続が厳格であることは、憲法が優位する効力を有する根拠となると考えることになる。

条約に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

ア. 内閣が条約を締結するには国会の承認を経ることが憲法上必要であるとされる趣旨は、国会による政府の統制を確保することにあるから、国家間の合意の締結には、名称・内容のいかんを問わず、国会の承認が必要となる。

イ. 憲法が条約に優位すると考える見解によっても、国際協調主義や、裁判所による違憲審査について定めた憲法第81条に条約が列挙されていないことなどを理由として、条約が裁判所の違憲審査の対象に含まれないと解することは可能である。

ウ. 条約が裁判所の違憲審査の対象となると考える見解によれば、条約が裁判所によって違憲と判断された場合、その国内法上の効力は否定されるが、国際法上の効力まで当然に否定されるわけではない

R03-20 条約

KE2381 A

条約に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

2 ア. 内閣が条約を締結するには国会の承認を経ることが憲法上必要であるとされる趣旨は、国会による政府の統制を確保することにあるから、国家間の合意の締結には、名称・内容のいかんを問わず、国会の承認が必要となる。

/ イ. 憲法が条約に優位すると考える見解によっても、国際協調主義や、裁判所による違憲審査について定めた憲法第81条に条約が列挙されていないことなどを理由として、条約が裁判所の違憲審査の対象に含まれないと解することは可能である。

| ウ. 条約が裁判所の違憲審査の対象となると考える見解によれば、条約が裁判所によって違憲と判断された場合、その国内法上の効力は否定されるが、国際法上の効力まで当然に否定されるわけではない

H26-15 独立行政委員会

KE2390 A

独立行政委員会に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

ア. 独立行政委員会が規則制定という準立法的作用を行うことは、国会を唯一の立法機関と定める憲法第41条に反するものではない。

イ. 行政権は内閣に属すると定める憲法第65条により、独立行政委員会の職務全般に対しては、内閣の直接的な指揮監督権が及ぶ。

ウ. 独立行政委員会が裁決や審決という準司法的作用を行うことは、たとえ前審であっても、全て司法権は裁判所に属する旨を定める憲法第76条第1項に反し、許されない。

1. ア○ イ○ ウ○ 2. ア○ イ○ ウ× 3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ× 5. ア× イ○ ウ○ 6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ ○ 8. ア× イ× ウ×

H26-15 独立行政委員会

KE2390 A

独立行政委員会に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

- ア. 独立行政委員会が規則制定という準立法的作用を行うことは、国会を唯一の立法機関と定める憲法第41条に反するものではない。
- イ. 行政権は内閣に属すると定める憲法第65条により、独立行政委員会の職務全般に対しては、内閣の直接的な指揮監督権が及ぶ。
- ウ. 独立行政委員会が裁決や審決という準司法的作用を行うことは、たとえ前審であっても、全て司法権は裁判所に属する旨を定める憲法第76条第1項に反し、許されない。

1. ア○ イ○ ウ○ 2. ア○ イ○ ウ× 3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ× 5. ア× イ○ ウ○ 6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○ 8. ア× イ× ウ×

内閣に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

ア. 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負うことから、閣議によってその職権を行うことが求められ、したがって、国務大臣の罷免については、閣議にかけて決定しなければ、行うことができない。

イ. 国務大臣は、国会議員でない者からも選ぶことができるが、国会議員の中から選ばれた国務大臣は、その在任中に国会議員の身分を失った場合、その法的効果として自動的に国務大臣の身分を失う。

ウ. 衆議院において内閣不信任決議案が可決されたときは、10日以内に衆議院が解散されない限り、内閣は総辞職をしなければならないが、参議院における問責決議には、かかる法的効力はない。

内閣に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

- 2 ア. 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負うことから、閣議によってその職権を行うことが求められ、したがって、国務大臣の罷免については、閣議にかけて決定しなければ、行うことができない。
- 2 イ. 国務大臣は、国会議員でない者からも選ぶことができるが、国会議員の中から選ばれた国務大臣は、その在任中に国会議員の身分を失った場合、その法的効果として自動的に国務大臣の身分を失う。
- 1 ウ. 衆議院において内閣不信任決議案が可決されたときは、10日以内に衆議院が解散されない限り、内閣は総辞職をしなければならないが、参議院における問責決議には、かかる法的効力はない。

内閣総理大臣による国務大臣の任命及び罷免に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

ア．内閣総理大臣は国会議員以外の者を国務大臣に任命することができるが、国務大臣の過半数は国会議員の中から選ばなければならない。

イ．内閣総理大臣による国務大臣の任命には天皇の認証が必要であるが、内閣はこの認証に対する助言と承認を拒むことができない。

ウ．内閣総理大臣は任意に国務大臣を罷免することができるが、その効力発生には天皇の認証が必要である。

R02-15 内閣総理大臣

KE2435 A

内閣総理大臣による国務大臣の任命及び罷免に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

- 1 ア. 内閣総理大臣は国会議員以外の者を国務大臣に任命することができるが、国務大臣の過半数は国会議員の中から選ばなければならない。
- 1 イ. 内閣総理大臣による国務大臣の任命には天皇の認証が必要であるが、内閣はこの認証に対する助言と承認を拒むことができない。
- 2 ウ. 内閣総理大臣は任意に国務大臣を罷免することができるが、その効力発生には天皇の認証が必要である。

内閣及び内閣総理大臣に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

ア. 憲法は閣議について規定していないが、内閣が行政権の行使について国会に対し連帯して責任を負うとする憲法第66条第3項の趣旨により、会合しないで文書を各大臣間に持ち回って署名を得る持ち回り閣議は許されないとされている。

イ. 内閣の総辞職について規定している憲法第70条の「内閣総理大臣が欠けたとき」とは、内閣総理大臣が死亡した場合のほか、憲法第58条第2項に基づき内閣総理大臣が除名により国会議員の地位を失った場合に限られる。

ウ. 憲法第73条第6号は、内閣の政令制定権を規定しているところ、法律を執行するための必要な細則を定める執行命令及び法律が政令に委任した事項を定める委任命令は許されるが、既存の法律に代替する内容を定める代行命令は許されない

内閣及び内閣総理大臣に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

X ア. 憲法は閣議について規定していないが、内閣が行政権の行使について国会に対し連帯して責任を負うとする憲法第66条第3項の趣旨により、会合しないで文書を各大臣間に持ち回って署名を得る持ち回り閣議は許されないとされている。

X イ. 内閣の総辞職について規定している憲法第70条の「内閣総理大臣が欠けたとき」とは、内閣総理大臣が死亡した場合のほか、憲法第58条第2項に基づき内閣総理大臣が除名により国会議員の地位を失った場合に限られる。

O ウ. 憲法第73条第6号は、内閣の政令制定権を規定しているところ、法律を執行するための必要な細則を定める執行命令及び法律が政令に委任した事項を定める委任命令は許されるが、既存の法律に代替する内容を定める代行命令は許されない

内閣及び内閣総理大臣に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

ア. 内閣の総辞職について定める憲法第70条の「内閣総理大臣が欠けたとき」には内閣総理大臣の辞職の場合を含まないとする見解によっても、その首長たる地位に鑑みれば、内閣総理大臣が辞職したときには、内閣は総辞職しなければならない。

イ. 行政権が内閣に属する旨を定める憲法第65条によれば、あらゆる行政を内閣が自ら行う必要まではないとしても、全ての行政について内閣が直接に指揮監督権を持つことが要求される。

ウ. 憲法第66条第2項は、内閣総理大臣及び国务大臣が「文民」であることを要求しているが、現職の自衛官は「文民」に該当しないので、内閣総理大臣及び国务大臣に任命することはできない。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

R03-15 内閣及び内閣総理大臣

KE2491 A

内閣及び内閣総理大臣に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

○ ア. 内閣の総辞職について定める憲法第70条の「内閣総理大臣が欠けたとき」には内閣総理大臣の辞職の場合を含まないとする見解によっても、その首長たる地位に鑑みれば、内閣総理大臣が辞職したときには、内閣は総辞職しなければならない。

✕ イ. 行政権が内閣に属する旨を定める憲法第65条によれば、あらゆる行政を内閣が自ら行う必要まではないとしても、全ての行政について内閣が直接に指揮監督権を持つことが要求される。

○ ウ. 憲法第66条第2項は、内閣総理大臣及び国务大臣が「文民」であることを要求しているが、現職の自衛官は「文民」に該当しないので、内閣総理大臣及び国务大臣に任命することはできない。

1. ア○ イ○ ウ○ 2. ア○ イ○ ウ× ③ ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ× 5. ア× イ○ ウ○ 6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○ 8. ア× イ× ウ×

衆議院解散権に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

ア. 天皇の国事行為は元来政治的なものであるが、天皇は拒否権を持たないため、国事行為について「助言と承認」を行う内閣に実質的決定権があるという見解によれば、憲法第7条により内閣の衆議院解散権が基礎付けられる。

イ. 内閣が衆議院を解散できるのは憲法第69条所定の場合に限られるという見解によっても、新たな政治的課題が生じ、国民の意思を問う高度の必要性があるときには、内閣による解散が認められる。

ウ. 内閣の衆議院解散権の根拠を議院内閣制自体に求める見解は、政府が議会の解散権を有し、政府と議会が均衡していることが、日本国憲法が採用する議院内閣制の本質的要素であるとの考えに基づいている。

R02-09Y 衆議院解散権

KE2501 B

衆議院解散権に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

ア. 天皇の国事行為は元来政治的なものであるが、天皇は拒否権を持たないため、国事行為について「助言と承認」を行う内閣に実質的決定権があるという見解によれば、憲法第7条により内閣の衆議院解散権が基礎付けられる。

2 イ. 内閣が衆議院を解散できるのは憲法第69条所定の場合に限られるという見解によっても、新たな政治的課題が生じ、国民の意思を問う高度の必要性があるときには、内閣による解散が認められる。

ウ. 内閣の衆議院解散権の根拠を議院内閣制自体に求める見解は、政府が議会の解散権を有し、政府と議会が均衡していることが、日本国憲法が採用する議院内閣制の本質的要素であるとの考えに基づいている。

H29-17 最高裁判所の規則制定権

KE2550 A

最高裁判所の規則制定権に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

ア. 最高裁判所は、裁判所の内部規律に関する事項について規則を定める権限を有するが、憲法第76条第3項は、すべて裁判官は憲法及び法律にのみ拘束されると定めているから、裁判官を対象とする事項を規則で制定することはできない。

イ. 最高裁判所の制定する規則は、その対象となる事項が規則を制定した機関の内部事項に限られないという点で、議院規則と異なる性質を有する。

ウ. 「この法律に定めるもののほか、非訟事件の手續に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。」との非訟事件手續法第2条の規定は、憲法第77条第1項において規則の対象とされている「訴訟に関する手續」に非訟事件の手續が含まれないとの立場を前提としている。

1. ア○ イ○ ウ○ 2. ア○ イ○ ウ× 3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ× 5. ア× イ○ ウ○ 6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○ 8. ア× イ× ウ×

H29-17 最高裁判所の規則制定権

KE2550 A

最高裁判所の規則制定権に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

✕ ア. 最高裁判所は、裁判所の内部規律に関する事項について規則を定める権限を有するが、憲法第76条第3項は、すべて裁判官は憲法及び法律にのみ拘束されると定めているから、裁判官を対象とする事項を規則で制定することはできない。

○ イ. 最高裁判所の制定する規則は、その対象となる事項が規則を制定した機関の内部事項に限られないという点で、議院規則と異なる性質を有する。

✕ ウ. 「この法律に定めるもののほか、非訟事件の手續に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。」との非訟事件手續法第2条の規定は、憲法第77条第1項において規則の対象とされている「訴訟に関する手續」に非訟事件の手續が含まれないとの立場を前提としている。

1. ~~ア○~~ イ○ ウ○ 2. ~~ア○~~ イ○ ウ× 3. ~~ア○~~ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ× 5. ア× イ○ ウ○ 6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○ 8. ア× イ× ウ×

司法権に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

ア. 下級裁判所は、最高裁判所が制定した裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する規則に拘束されるから、最高裁判所が、下級裁判所の裁判官に対して、具体的事件について、どのような判断を行うべきか指示することも許される。

イ. 裁判官の職権の独立は、裁判に対して不当な影響を与えるおそれのある一切の外部的行為の排除を要求するが、一般国民やマスメディアによる裁判内容の批判は、表現の自由の行使の一場面であるから許される。

ウ. 国政調査権は議院にとって重要な権能であるが、司法権の独立の観点からして、具体的事件について、その判決の事実認定や量刑が適切かどうかを調査することは、国政調査権の範囲を逸脱するものであり、許されない。

1. ア○ イ○ ウ○ 2. ア○ イ○ ウ× 3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ× 5. ア× イ○ ウ○ 6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ ○ 8. ア× イ× ウ×

H26-16 司法権

KE2590 A

司法権に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

- ア. 下級裁判所は、最高裁判所が制定した裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する規則に拘束されるから、最高裁判所が、下級裁判所の裁判官に対して、具体的事件について、どのような判断を行うべきか指示することも許される。
- イ. 裁判官の職権の独立は、裁判に対して不当な影響を与えるおそれのある一切の外部的行為の排除を要求するが、一般国民やマスメディアによる裁判内容の批判は、表現の自由の行使の一場面であるから許される。
- ウ. 国政調査権は議院にとって重要な権能であるが、司法権の独立の観点からして、具体的事件について、その判決の事実認定や量刑が適切かどうかを調査することは、国政調査権の範囲を逸脱するものであり、許されない。

1. ア○ イ○ ウ○ 2. ア○ イ○ ウ× 3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ× 5. ア× イ○ ウ○ 6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○ 8. ア× イ× ウ×

裁判官の職権の独立に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

ア. 裁判官の職権の独立は、最高裁判所による裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する規則制定権、下級裁判所裁判官の指名権等の司法の自主性を保障する制度によって担保されている。

イ. 裁判官の職権の独立は、裁判に不当な影響を与えるおそれのある外部的行為の排除を要求するから、議院は、国政調査として、係属中の具体的事件の事実認定や量刑の判断が適切かどうかを調査・批判することはできない。

ウ. 裁判官の職権の独立は、外部からの干渉のみならず裁判所内部における干渉の排除も要求するから、裁判官は、どのような訴訟指揮をしたとしても、そのことを理由に裁判所内部で懲戒処分を受けることはない。

1. ア○ イ○ ウ○ 2. ア○ イ○ ウ× 3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ× 5. ア× イ○ ウ○ 6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○ 8. ア× イ× ウ×

R02-10Y 裁判官の職権の独立

KE2595 A

裁判官の職権の独立に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○，誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

○ ア．裁判官の職権の独立は、最高裁判所による裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する規則制定権、下級裁判所裁判官の指名権等の司法の自主性を保障する制度によって担保されている。

○ イ．裁判官の職権の独立は、裁判に不当な影響を与えるおそれのある外部的行為の排除を要求するから、議院は、国政調査として、係属中の具体的事件の事実認定や量刑の判断が適切かどうかを調査・批判することはできない。

✕ ウ．裁判官の職権の独立は、外部からの干渉のみならず裁判所内部における干渉の排除も要求するから、裁判官は、どのような訴訟指揮をしたとしても、そのことを理由に裁判所内部で懲戒処分を受けることはない。

1. ア○ イ○ ウ○ ② ア○ イ○ ウ× 3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ× 5. ア× イ○ ウ○ 6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○ 8. ア× イ× ウ×

司法審査が団体の内部事項に関する行為に及ぶかに関する次の学生アからエまでの各発言について、正しいものの組合せを、後記1から6までの中から選びなさい。

ア.「自律的な団体の内部紛争に対して司法審査が及ぶかという問題に関して、地方議会には、国会の両議院のような自律権はないものの、地方議会議員に対する懲罰としての除名処分は、内部規律の問題であるから、司法審査の対象とはならないとした判例があるよ。」

イ.「判例の考え方からすると、発声障害により自ら発声することができない地方議会議員が、第三者による代読等、自らの発声以外の方法による発言を希望したのに対し、これを認めないという地方議会の決定は、純然たる内部規律の問題であるから、司法審査の対象にはならないことになるね。」

ウ.「大学の単位認定行為は、特段の事情のない限り、純然たる大学内部の問題であって、大学の自主的な判断に委ねられるべきだから、司法審査の対象とならないとした判例もあったな。」

エ.「判例の考え方からすると、特定の授業科目の単位の取得が国家資格取得の前提要件とされている場合には、大学の単位認定行為が司法審査の対象になる可能性もあるね。」

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

H30-17 司法審査の対象

KE2610 A

司法審査が団体の内部事項に関する行為に及ぶかに関する次の学生アからエまでの各発言について、正しいものの組合せを、後記1から6までの中から選びなさい。

ア。「自律的な団体の内部紛争に対して司法審査が及ぶかという問題に関して、地方議会には、国会の両議院のような自律権はないものの、地方議会議員に対する懲罰としての除名処分は、内部規律の問題であるから、司法審査の対象とはならないとした判例があるよ。」

イ。「判例の考え方からすると、発声障害により自ら発声することができない地方議会議員が、第三者による代読等、自らの発声以外の方法による発言を希望したのに対し、これを認めないという地方議会の決定は、純然たる内部規律の問題であるから、司法審査の対象にはならないことになるね。」

ウ。「大学の単位認定行為は、特段の事情のない限り、純然たる大学内部の問題であって、大学の自主的な判断に委ねられるべきだから、司法審査の対象とならないとした判例もあったな。」

エ。「判例の考え方からすると、特定の授業科目の単位の取得が国家資格取得の前提要件とされている場合には、大学の単位認定行為が司法審査の対象になる可能性もあるね。」

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

政党が党員にした処分に対する裁判所の審査権に関する次のアからウまでの各記述について、判例の趣旨に照らして、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

ア. 政党の党員が、その政党の存立や秩序維持のために、自己の権利や自由に制約を受けることがあることは当然であり、政党が組織内の自律的運営として党員に対して行った処分の当否については、原則として自律的な解決に委ねるのが相当である。

イ. 政党が党員に対して行った処分が、一般市民法秩序と直接の関係を有しない政党の内部的な問題にとどまるものである場合、裁判所は、その処分を司法審査の対象とするか否かについて、処分の内容や制約される党員の権利の性質等を考慮して、個別に判断するべきである。

ウ. 政党が党員に対して行った処分が、党員の一般市民としての権利利益を侵害すると認められる場合、その処分は司法審査の対象となり、裁判所は、政党の有する内部規律に関する決定権に照らしてその処分の内容が合理的か否かについて審査するべきである。

H28-18 政党の党員処分

KE2620 A

政党が党員にした処分に対する裁判所の審査権に関する次のアからウまでの各記述について、判例の趣旨に照らして、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

1 ア. 政党の党員が、その政党の存立や秩序維持のために、自己の権利や自由に制約を受けることがあることは当然であり、政党が組織内の自律的運営として党員に対して行った処分の当否については、原則として自律的な解決に委ねるのが相当である。

2 イ. 政党が党員に対して行った処分が、一般市民法秩序と直接の関係を有しない政党の内部的な問題にとどまるものである場合、裁判所は、その処分を司法審査の対象とするか否かについて、処分の内容や制約される党員の権利の性質等を考慮して、個別に判断するべきである。

2 ウ. 政党が党員に対して行った処分が、党員の一般市民としての権利利益を侵害すると認められる場合、その処分は司法審査の対象となり、裁判所は、政党の有する内部規律に関する決定権に照らしてその処分の内容が合理的か否かについて審査するべきである。

弾劾裁判所に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

ア. 弾劾裁判所に対し裁判官の罷免を求める訴追は、国会の両議院において当該裁判官の罷免を求める議案が可決されることにより、国会が行う。

イ. 国会の両議院の議員で組織される弾劾裁判所は、国会が閉会中であっても活動することができる。

ウ. 弾劾裁判所により罷免の裁判の宣告を受けた裁判官は、最高裁判所に対し、その裁判を不服として取消しを求めることができる。

1. ア○ イ○ ウ○
2. ア○ イ○ ウ×
3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ×
5. ア× イ○ ウ○
6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○
8. ア× イ× ウ×

H30-16 弾劾裁判所

KE2640 B

弾劾裁判所に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

- ア. 弾劾裁判所に対し裁判官の罷免を求める訴追は、国会の両議院において当該裁判官の罷免を
× 求める議案が可決されることにより、国会が行う。
- イ. 国会の両議院の議員で組織される弾劾裁判所は、国会が閉会中であっても活動することができる。
○
- ウ. 弾劾裁判所により罷免の裁判の宣告を受けた裁判官は、最高裁判所に対し、その裁判を不服
× として取消しを求めることができる。

1. ア○ イ○ ウ○ 2. ア○ イ○ ウ× 3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ× 5. ア× イ○ ウ○ 6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○ 8. ア× イ× ウ×

裁判所に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

ア．憲法第76条第2項前段は、「特別裁判所は、これを設置することができない。」としているところ、これは、司法権の強化を図るために、大日本帝国憲法下で認められていた特別裁判所を禁止する趣旨である。そのため、法律により、司法権を行使する通常裁判所の系列に属する下級裁判所として行政事件や労働事件を専門に扱う裁判所を設置しても、違憲とはならない。

イ．憲法第76条第2項後段は、「行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。」としているところ、前審であれば行政機関による裁判も認められる。例えば、人事院の公平審査に係る裁決は、これを不服とする場合、司法裁判所への出訴が認められることから、違憲とはならない。

ウ．判例は、憲法が定める刑事裁判の諸原則が厳格に遵守されるためには高度の法的専門性が要求されることや、憲法が裁判官の職権行使の独立と身分保障のために周到な規定を設けていることなどから、憲法は、刑事裁判の基本的な担い手として裁判官を想定しているとの見解に立ちつつも、一般の国民を刑事裁判に参加させる裁判員制度を合憲であるとした。

裁判所に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

ア. 憲法第76条第2項前段は、「特別裁判所は、これを設置することができない。」としているところ、これは、司法権の強化を図るために、大日本帝国憲法下で認められていた特別裁判所を禁止する趣旨である。そのため、法律により、司法権を行使する通常裁判所の系列に属する下級裁判所として行政事件や労働事件を専門に扱う裁判所を設置しても、違憲とはならない。

イ. 憲法第76条第2項後段は、「行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。」としているところ、前審であれば行政機関による裁判も認められる。例えば、人事院の公平審査に係る裁決は、これを不服とする場合、司法裁判所への出訴が認められることから、違憲とはならない。

ウ. 判例は、憲法が定める刑事裁判の諸原則が厳格に遵守されるためには高度の法的専門性が要求されることや、憲法が裁判官の職権行使の独立と身分保障のために周到な規定を設けていることなどから、憲法は、刑事裁判の基本的な担い手として裁判官を想定しているとの見解に立ちつつも、一般の国民を刑事裁判に参加させる裁判員制度を合憲であるとした。

R03-16K 裁判の公開

KE2691 B

裁判の公開に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

- ア. 判例によれば、憲法第82条にいう「公開」は、国民一般に裁判の傍聴が許されるということ
1とを意味するから、何人も、裁判所に対して裁判を傍聴することを権利として要求することができる。
- イ. 判例によれば、刑事事件の証人尋問の際に、傍聴席と証人との間に衝立を置くなどして傍聴
2人から証人を見ることができないようにすることは、審理を公開することの意義を没却するものであるから、憲法第82条に違反する。
- ウ. 裁判所が裁判官の全員一致で公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると決することにより、傍聴人を退廷させて審理をすることができる場合であっても、判決の言渡しは、傍聴人を入廷させてしなければならない

旭川市国民健康保険条例違憲訴訟判決（最高裁判所平成18年3月1日大法廷判決，民集60巻2号587頁）に関する次のアからウまでの各記述について，それぞれ正しい場合には1を，誤っている場合には2を選びなさい。

ア. 憲法第84条は，「あらたに租税を課し，又は現行の租税を変更するには，法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」と定めているところ，同条にいう「法律」には条例も含まれるとする見解は，この判決と矛盾抵触する。

イ. この判決によれば，租税以外の公課であっても，租税に類似する性質を有するものについては，憲法第84条の趣旨が及ぶところ，その賦課徴収の強制の度合いは，当該公課と租税との類似性を検討するときの要素となる。

ウ. この判決は，法律の委任に基づき保険料の賦課要件を定めるべき条例が保険料率の決定等を市長に委任していることにつき，委任された事項の内容や保険料率に係る算定基準の定め方等を検討して，憲法第84条の趣旨に反しないものと判断した。

旭川市国民健康保険条例違憲訴訟判決（最高裁判所平成18年3月1日大法廷判決，民集60巻2号587頁）に関する次のアからウまでの各記述について，それぞれ正しい場合には1を，誤っている場合には2を選びなさい。

2 ア. 憲法第84条は，「あらたに租税を課し，又は現行の租税を変更するには，法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」と定めているところ，同条にいう「法律」には条例も含まれるとする見解は，この判決と矛盾抵触する。

/ イ. この判決によれば，租税以外の公課であっても，租税に類似する性質を有するものについては，憲法第84条の趣旨が及ぶところ，その賦課徴収の強制の度合いは，当該公課と租税との類似性を検討するときの要素となる。

/ ウ. この判決は，法律の委任に基づき保険料の賦課要件を定めるべき条例が保険料率の決定等を市長に委任していることにつき，委任された事項の内容や保険料率に係る算定基準の定め方等を検討して，憲法第84条の趣旨に反しないものと判断した。

予算に関し、法律とは別個の国法上の独自の形式であると解する見解（予算法形式説）があるが、次のアからウまでの各記述について、かかる見解からの記述として正しいものには○を、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

ア．後法は前法に優位するという原則に基づき、法律を予算により変更することが可能となり、予算と法律の不一致を合理的に解決できる。

イ．予算案の議決方法は、原則として、法律案に関する憲法第59条第1項で示されており、憲法第60条は、その例外的な方法のみを示したものと解される。

ウ．国法の公布について定める憲法第7条第1号に「予算」が掲げられていない以上、予算の公布が憲法上義務付けられていると解することはできない。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

H28-19 予算法形式説

KE2770 A

予算に関し、法律とは別個の国法上の独自の形式であると解する見解（予算法形式説）があるが、次のアからウまでの各記述について、かかる見解からの記述として正しいものには○を、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

- ア. 後法は前法に優位するという原則に基づき、法律を予算により変更することが可能となり、予算と法律の不一致を合理的に解決できる。
- イ. 予算案の議決方法は、原則として、法律案に関する憲法第59条第1項で示されており、憲法第60条は、その例外的な方法のみを示したものと解される。
- ウ. 国法の公布について定める憲法第7条第1号に「予算」が掲げられていない以上、予算の公布が憲法上義務付けられていると解することはできない。

1. ア○ イ○ ウ○ 2. ア○ イ○ ウ× 3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ× 5. ア× イ○ ウ○ 6. ア× イ○ ウ×
 7. ア× イ× ウ○ 8. ア× イ× ウ×

財政に関する次のアからエまでの各記述について、正しいものの組合せを、後記1から6までの中から選びなさい。

ア. 予算は法律であるとする予算法律説の立場に立てば、予算措置を必要とする法律が成立したのに、それを執行するための予算が伴わないという事態は生じ得ないこととなる。

イ. 国会は、予算の議決に際し、増額修正を行うことができるが、予算の作成・提出権が内閣に専属していることから、原案に新たな項を加えることはいかなる場合も許されない。

ウ. 国会の決算審査は、予算執行者である内閣の責任を明らかにするためのものであり、決算には法規範性がなく、不承認の議決がなされても、既になされた収入支出には影響がない。

エ. 内閣は、毎年、国会に対し決算を提出するほか、定期的に、少なくとも毎年1回、国会及び国民に対して財政状況を報告しなければならない。

1. アとイ 2. アとウ 3. アとエ 4. イとウ 5. イとエ 6. ウとエ

財政に関する次のアからエまでの各記述について、正しいものの組合せを、後記1から6までの中から選びなさい。

- ✕ ア. 予算は法律であるとする予算法律説の立場に立てば、予算措置を必要とする法律が成立したのに、それを執行するための予算が伴わないという事態は生じ得ないこととなる。
- ✕ イ. 国会は、予算の議決に際し、増額修正を行うことができるが、予算の作成・提出権が内閣に専属していることから、原案に新たな項を加えることはいかなる場合も許されない。
- ウ. 国会の決算審査は、予算執行者である内閣の責任を明らかにするためのものであり、決算には法規範性がなく、不承認の議決がなされても、既になされた収入支出には影響がない。
- エ. 内閣は、毎年、国会に対し決算を提出するほか、定期的に、少なくとも毎年1回、国会及び国民に対して財政状況を報告しなければならない。

1. アとイ 2. アとウ 3. アとエ 4. イとウ 5. イとエ 6. ウとエ

憲法第89条後段の「公の支配」の意義に関し、「国又は地方公共団体が、法令等により一定の監督をしていることで足りる」とする見解があるが、次のアからウまでの各記述について、かかる見解の根拠となる記述には○を、根拠とはならない記述には×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

ア。「公の支配」を厳格に捉え過ぎると、公的援助の対象となっている私的な団体等の自主性を過度に損なうことになり、望ましくない。

イ。憲法第89条後段の趣旨は、財政民主主義の見地から、慈善、教育、博愛の事業に対する公金の支出が公の財産の濫費、濫用にならないように、国や地方公共団体が監督することにある。

ウ。憲法第89条後段が、慈善、教育、博愛を特に掲げ、それを同条前段の宗教団体に対する公金支出等の禁止と一体のものとして定めていることを重視すべきである。

1. ア○ イ○ ウ○ 2. ア○ イ○ ウ× 3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ× 5. ア× イ○ ウ○ 6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○ 8. ア× イ× ウ×

R03-18K 公の支配

KE2821 A

憲法第89条後段の「公の支配」の意義に関し、「国又は地方公共団体が、法令等により一定の監督をしていることで足りる」とする見解があるが、次のアからウまでの各記述について、かかる見解の根拠となる記述には○を、根拠とはならない記述には×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

○ ア. 「公の支配」を厳格に捉え過ぎると、公的援助の対象となっている私的な団体等の自主性を過度に損なうことになり、望ましくない。

○ イ. 憲法第89条後段の趣旨は、財政民主主義の見地から、慈善、教育、博愛の事業に対する公金の支出が公の財産の濫費、濫用にならないように、国や地方公共団体が監督することにある。

× ウ. 憲法第89条後段が、慈善、教育、博愛を特に掲げ、それを同条前段の宗教団体に対する公金支出等の禁止と一体のものとして定めていることを重視すべきである。

1. ア○ イ○ ウ○ ②. ア○ イ○ ウ× 3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ× 5. ア× イ○ ウ○ 6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○ 8. ア× イ× ウ×

地方自治に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

ア. 地方議会は地方公共団体における議事機関であり、国会と同様の議会自治・議会自律の原則が認められるから、地方議会議員が議会で行った演説、討論等について議会外で責任を問われない権利が憲法上保障される。

イ. 小規模な普通地方公共団体の議事機関として、議会ではなく、選挙権を有する者全員によって組織される総会を設けることは、地方自治の本旨に反するものではないから、憲法第93条第1項に反しない。

ウ. 憲法第93条第2項は、地方公共団体の長、地方議会の議員等を地方公共団体の住民が直接選挙すべき旨を定めており、地方公共団体の長及び地方議会の議員の解職請求があった場合にその可否を住民投票によって決すべきことも同項の要請である。

地方自治に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

- 2 ア. 地方議会は地方公共団体における議事機関であり、国会と同様の議会自治・議会自律の原則が認められるから、地方議会議員が議会で行った演説、討論等について議会外で責任を問われない権利が憲法上保障される。
- 1 イ. 小規模な普通地方公共団体の議事機関として、議会ではなく、選挙権を有する者全員によって組織される総会を設けることは、地方自治の本旨に反するものではないから、憲法第93条第1項に反しない。
- 2 ウ. 憲法第93条第2項は、地方公共団体の長、地方議会の議員等を地方公共団体の住民が直接選挙すべき旨を定めており、地方公共団体の長及び地方議会の議員の解職請求があった場合にその可否を住民投票によって決すべきことも同項の要請である。

地方自治に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

ア. 一の地方公共団体のみに適用される特別法の制定に当たっては、国による地方自治権の侵害を防止するとともに、地方公共団体の個性の尊重及び地方行政における民意の尊重のため、憲法第95条により、当該地方公共団体の住民の投票においてその過半数を得ることが要求されているが、これまでに同条に基づく手続が実際にとられた例はない。

イ. 判例によれば、憲法第84条に規定する租税法律主義の下では、地方公共団体が国とは別途に課税権の主体となることは憲法上予定されておらず、地方公共団体が条例により租税を賦課する場合には、租税の税目、課税客体、課税標準、税率等の事項について、法律で定められた具体的な準則に基づかなければならない。

ウ. 判例は、ある事項について国の法令中に明文の規定がない場合でも、当該法令全体からみて、規定の欠如が当該事項についていかなる規制をも施すことなく放置すべきものとする趣旨であると解されるときは、当該事項について条例で規律することが法令違反になり得るとしている。

1. ア○ イ○ ウ○ 2. ア○ イ○ ウ× 3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ× 5. ア× イ○ ウ○ 6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○ 8. ア× イ× ウ×

R02-17 地方自治

KE2901 A

地方自治に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

ア. 一の地方公共団体のみに適用される特別法の制定に当たっては、国による地方自治権の侵害を防止するとともに、地方公共団体の個性の尊重及び地方行政における民意の尊重のため、憲法第95条により、当該地方公共団体の住民の投票においてその過半数を得ることが要求されているが、これまでに同条に基づく手続が実際にとられた例はない。

イ. 判例によれば、憲法第84条に規定する租税法律主義の下では、地方公共団体が国とは別途に課税権の主体となることは憲法上予定されておらず、地方公共団体が条例により租税を賦課する場合には、租税の税目、課税客体、課税標準、税率等の事項について、法律で定められた具体的な準則に基づかなければならない。

ウ. 判例は、ある事項について国の法令中に明文の規定がない場合でも、当該法令全体からみて、規定の欠如が当該事項についていかなる規制をも施すことなく放置すべきものとする趣旨であると解されるときは、当該事項について条例で規律することが法令違反になり得るとしている。

1. ア○ イ○ ウ○ 2. ア○ イ○ ウ× 3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ× 5. ア× イ○ ウ○ 6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○ 8. ア× イ× ウ×

地方自治に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

ア. 地方自治の本質について、地方公共団体固有の前国家的な基本権を保障したものではなく、地方自治という歴史的・伝統的な制度を保障したものと解する立場に立つと、憲法第92条に規定された「地方自治の本旨」には特別の法的意味がないこととなる。

イ. 憲法は、都道府県と市町村という二層構造の地方公共団体を憲法上保障しておらず、地方公共団体の在り方は立法政策に委ねられるとする立場に立つと、現行の都道府県より更に大きな単位の地方公共団体を設け、三層構造とすることも許容されることとなる。

ウ. 憲法第95条は、「一の地方公共団体のみに適用される特別法」について規定するが、「一の地方公共団体」は、「一つの」ではなく、「特定の」地方公共団体を意味するものであるから、複数の地方公共団体に適用される法律についても、同条の規定する住民投票が必要になる場合がある。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

R03-19 地方自治

KE2902 A

地方自治に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

ア. 地方自治の本質について、地方公共団体固有の前国家的な基本権を保障したものではなく、
X 地方自治という歴史的・伝統的な制度を保障したものと解する立場に立つと、憲法第92条に
規定された「地方自治の本旨」には特別の法的意味がないこととなる。

イ. 憲法は、都道府県と市町村という二層構造の地方公共団体を憲法上保障しておらず、地方公
E 団体の在り方は立法政策に委ねられるとする立場に立つと、現行の都道府県より更に大きな
単位の地方公共団体を設け、三層構造とすることも許容されることとなる。

ウ. 憲法第95条は、「一の地方公共団体のみに適用される特別法」について規定するが、「一
Q の地方公共団体」は、「一つの」ではなく、「特定の」地方公共団体を意味するものであるか
ら、複数の地方公共団体に適用される法律についても、同条の規定する住民投票が必要になる
場合がある。

1. ア○ イ○ ウ○ 2. ア○ イ○ ウ× 3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ× 5. ア× イ○ ウ○ 6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○ 8. ア× イ× ウ×

憲法の最高法規性に関する次のアからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

- ア. 憲法第97条は、憲法の保障する基本的人権を侵すことのできない永久の権利と位置付けており、憲法の最高法規性を実質的に根拠付けるものと見ることができる。
- イ. 日本国憲法において抵抗権が認められているという見解は、憲法が最高法規であることと矛盾する。
- ウ. 憲法がその国の法体系において最高法規と位置付けられる場合において、国家緊急権がその中に明文で規定されることはあり得ない。
- エ. 抽象的違憲審査制と付随的違憲審査制のうちいずれの違憲審査制を採るかは、憲法の最高法規性から当然に導かれるわけではない。

憲法の最高法規性に関する次のアからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

- 1 ア. 憲法第97条は、憲法の保障する基本的人権を侵すことのできない永久の権利と位置付けており、憲法の最高法規性を実質的に根拠付けるものと見ることができる。
- 2 イ. 日本国憲法において抵抗権が認められているという見解は、憲法が最高法規であることと矛盾する。
- 2 ウ. 憲法がその国の法体系において最高法規と位置付けられる場合において、国家緊急権がその中に明文で規定されることはあり得ない。
- 1 エ. 抽象的違憲審査制と付随的違憲審査制のうちいずれの違憲審査制を採るかは、憲法の最高法規性から当然に導かれるわけではない。

日本国憲法の改正に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

ア. 憲法改正の手續において必要とされる発議とは、通常の議案についていわれる発議が原案を提出することを意味するのとは異なり、国民に提案すべき憲法の改正案を国会が決定することを意味している。

イ. 国民による承認の要件として必要とされる過半数の賛成の意味については、憲法上複数の解釈があり得たが、それらの中から、法律で、有効投票総数の過半数の賛成をいうものと定められた。

ウ. 国民投票において過半数の賛成があったとしても、一定の投票率に達しなかったときは、その国民投票は成立せず、国民の承認を得られなかったものとする制度が、法律で設けられている。

日本国憲法の改正に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

1 ア. 憲法改正の手續において必要とされる発議とは、通常の議案についていわれる発議が原案を提出することを意味するのとは異なり、国民に提案すべき憲法の改正案を国会が決定することを意味している。

1 イ. 国民による承認の要件として必要とされる過半数の賛成の意味については、憲法上複数の解釈があり得たが、それらの中から、法律で、有効投票総数の過半数の賛成をいうものと定められた。

2 ウ. 国民投票において過半数の賛成があったとしても、一定の投票率に達しなかったときは、その国民投票は成立せず、国民の承認を得られなかったものとする制度が、法律で設けられている。

次の対話は、憲法改正に関する教授と学生の対話である。教授の各質問に対する次のアからウまでの学生の各回答について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

教授. 憲法第96条第1項は、「この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。」と規定しているが、この「総議員」の意味には争いがある。①法定議員数と解する説と、②現に各議院に在職する議員数の総数とする説があるね。②説の根拠として考えられるものは何かな。

ア. 定足数が一定になり「総議員」の数を巡る争いを避けられること、憲法改正の発議要件を厳格にして議決を慎重にさせるのが憲法の趣旨に合致することなどがあります。

教授. それから、改正案を国会に提案する権限を内閣が有するか否かについても、肯定説と否定説とが対立しているね。肯定説に対しては、否定説の立場から、内閣の発案権を認めると国会の自主的審議権が害されるとの批判がされているが、この批判に対する肯定説の立場からの反論として、どのようなものが考えられるだろうか。

イ. 内閣に発案権を認めたとしても、各議院は内閣の改正案に対する修正権を持つので、国会の自主的審議権を害するおそれはないとの反論が可能だと思います。

教授. 憲法改正は、改正案が国民に提案され、国民投票が行われ、その過半数の賛成で承認されるのでなければ成立しないね。「過半数」の意味については、①有権者総数の過半数か、②無効投票を含めた投票総数の過半数か、③有効投票総数の過半数か、を巡り議論があるところだが、①説に対する批判として考えられるものを挙げてみよう。

ウ. ①説に対しては、棄権者が全て改正案に反対の意思と評価されてしまう点で妥当ではないとの批判が考えられます。

次の対話は、憲法改正に関する教授と学生の対話である。教授の各質問に対する次のアからウまでの学生の各回答について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

教授. 憲法第96条第1項は、「この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。」と規定しているが、この「総議員」の意味には争いがある、①法定議員数と解する説と、②現に各議院に在職する議員数の総数とする説があるね。②説の根拠として考えられるものは何かな。

ア. 定足数が一定になり「総議員」の数を巡る争いを避けられること、憲法改正の発議要件を厳格にして議決を慎重にさせるのが憲法の趣旨に合致することなどがあります。

教授. それから、改正案を国会に提案する権限を内閣が有するか否かについても、肯定説と否定説とが対立しているね。肯定説に対しては、否定説の立場から、内閣の発案権を認めると国会の自主的審議権が害されるとの批判がされているが、この批判に対する肯定説の立場からの反論として、どのようなものが考えられるだろうか。

イ. 内閣に発案権を認めたとしても、各議院は内閣の改正案に対する修正権を持つので、国会の自主的審議権を害するおそれはないとの反論が可能だと思います。

教授. 憲法改正は、改正案が国民に提案され、国民投票が行われ、その過半数の賛成で承認されるのでなければ成立しないね。「過半数」の意味については、①有権者総数の過半数か、②無効投票を含めた投票総数の過半数か、③有効投票総数の過半数か、を巡り議論があるところだが、①説に対する批判として考えられるものを挙げてみよう。

ウ. ①説に対しては、棄権者が全て改正案に反対の意思と評価されてしまう点で妥当ではないとの批判が考えられます。

憲法訴訟に関する次のアからウまでの各記述について、bの見解がaの見解の根拠となっている場合には1を、そうでない場合には2を選びなさい。

ア. a. 公職選挙法上の選挙無効訴訟において、選挙人である原告は、同法の規定により一定の者の選挙権が制限されていることに関し、他者の選挙権の制限に係る同規定の違憲を主張して争うことはできない。

b. 公職選挙法の規定により選挙権の制限を受ける者は、自己の選挙権侵害を理由に救済を求める訴訟において同規定の違憲を主張することができる。

イ. a. 規制範囲が過度に広範である疑いのある法律の規定であっても、これを合理的に解釈することにより、その規制対象を合憲的に規制し得る行為に限定でき、違憲の疑いを除去することができる場合には、裁判所は、同規定を違憲と判断すべきではない。

b. 法律の違憲判断を回避することにより立法府への干渉を最小限に抑えるとともに、基本的人権の保障を果たすことができる。

ウ. a. 最高裁判所が法令を違憲無効とする判決をした場合、その判決の効力が及ぶのは当該事件限りであり、違憲と判断された法律は当該事件の訴訟当事者との関係においてのみその適用を排除される。

b. 法的安定性を確保するためには、最高裁判所は、自らの法令違憲の判断の効力が及ぶ範囲を制限する旨説示できる。

R03-17 憲法訴訟

KE3050 B

憲法訴訟に関する次のアからウまでの各記述について、bの見解がaの見解の根拠となっている場合には1を、そうでない場合には2を選びなさい。

ア. a. 公職選挙法上の選挙無効訴訟において、選挙人である原告は、同法の規定により一定の者の選挙権が制限されていることに関し、他者の選挙権の制限に係る同規定の違憲を主張して争うことはできない。

b. 公職選挙法の規定により選挙権の制限を受ける者は、自己の選挙権侵害を理由に救済を求める訴訟において同規定の違憲を主張することができる。

イ. a. 規制範囲が過度に広範である疑いのある法律の規定であっても、これを合理的に解釈することにより、その規制対象を合憲的に規制し得る行為に限定でき、違憲の疑いを除去することができる場合には、裁判所は、同規定を違憲と判断すべきではない。

b. 法律の違憲判断を回避することにより立法府への干渉を最小限に抑えるとともに、基本的人権の保障を果たすことができる。

ウ. a. 最高裁判所が法令を違憲無効とする判決をした場合、その判決の効力が及ぶのは当該事件限りであり、違憲と判断された法律は当該事件の訴訟当事者との関係においてのみその適用を排除される。

b. 法的安定性を確保するためには、最高裁判所は、自らの法令違憲の判断の効力が及ぶ範囲を制限する旨説示できる。

違憲審査に関する次のアからウまでの各記述について、判例の趣旨に照らして、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

ア. 第三者の所有物を没収する言渡しを受けた被告人は、当該第三者の権利を援用して、所有者に対し何ら告知、弁解、防御の機会を与えることなくその所有権を奪うことは憲法に違反する旨主張することはできない。

イ. 嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1とする民法の規定は、遅くとも同規定が違憲とされた事案の被相続人の相続が開始した時点において、憲法第14条第1項に違反していたとする最高裁判所の決定は、当該事案限りのものであって、先例としての事実上の拘束性はない。

ウ. 日本国民である父と外国人である母との間に生まれた嫡出でない子につき、父母の婚姻及びその認知等所定の要件を備えた場合に届出により日本国籍が取得できる旨定めた国籍法（平成20年法律第88号による改正前のもの。以下同じ。）第3条第1項は、憲法第14条第1項に違反するが、血統主義を補完するために出生後の国籍取得の制度を設けた国籍法の趣旨に照らし、同法第3条第1項を全部無効とする解釈は採り得ない

違憲審査に関する次のアからウまでの各記述について、判例の趣旨に照らして、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

ア. 第三者の所有物を没収する言渡しを受けた被告人は、当該第三者の権利を援用して、所有者に対し何ら告知、弁解、防御の機会を与えることなくその所有権を奪うことは憲法に違反する旨主張することはできない。

イ. 嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1とする民法の規定は、遅くとも同規定が違憲とされた事案の被相続人の相続が開始した時点において、憲法第14条第1項に違反していたとする最高裁判所の決定は、当該事案限りのものであって、先例としての事実上の拘束性はない。

ウ. 日本国民である父と外国人である母との間に生まれた嫡出でない子につき、父母の婚姻及びその認知等所定の要件を備えた場合に届出により日本国籍が取得できる旨定めた国籍法（平成20年法律第88号による改正前のもの。以下同じ。）第3条第1項は、憲法第14条第1項に違反するが、血統主義を補完するために出生後の国籍取得の制度を設けた国籍法の趣旨に照らし、同法第3条第1項を全部無効とする解釈は採り得ない。

違憲判断の在り方に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

ア. 国籍法の規定に関し、日本国民である父と日本国民でない母との間に出生した子の国籍取得に過剰な要件を設けることにより区別を生じさせている部分のみを除いて合理的に解釈することは、裁判所が法律にない新たな国籍取得の要件を創設するもので、国会の本来的な機能である立法作用を行うものとして許されない。

イ. 衆議院の議員定数配分規定が選挙権の平等に反して違憲と判断された場合、行政事件訴訟法の事情判決の規定には、一般的な法の基本原則に基づくものとして理解すべき要素も含まれていると考えられ、公職選挙法も選挙関係訴訟については上記規定の準用を明示的に排除していないため、事情判決の法理により、その選挙の違法を主文で宣言することができる。

ウ. 嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1とした民法の法定相続分規定は、遅くとも当該規定が違憲とされた事案の相続が開始したときに憲法第14条第1項に違反していたため、その当時以降に開始された他の相続につき、関係者間の法律関係が確定的な段階に至っていない事案であれば、違憲無効とされた当該規定の適用を排除した上で法律関係を確定的なものとするのが相当である。

1. ア○ イ○ ウ○
2. ア○ イ○ ウ×
3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ×
5. ア× イ○ ウ○
6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○
8. ア× イ× ウ×

R01-16 違憲判断のあり方

KE3120 B

違憲判断の在り方に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

ア. 国籍法の規定に関し、日本国民である父と日本国民でない母との間に出生した子の国籍取得に過剰な要件を設けることにより区別を生じさせている部分のみを除いて合理的に解釈することは、裁判所が法律にない新たな国籍取得の要件を創設するもので、国会の本来的な機能である立法作用を行うものとして許されない。

イ. 衆議院の議員定数配分規定が選挙権の平等に反して違憲と判断された場合、行政事件訴訟法の事情判決の規定には、一般的な法の基本原則に基づくものとして理解すべき要素も含まれていないため、事情判決の法理により、その選挙の違法を主文で宣言することができる。

ウ. 嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1とした民法の法定相続分規定は、遅くとも当該規定が違憲とされた事案の相続が開始したときに憲法第14条第1項に違反していたため、その当時以降に開始された他の相続につき、関係者間の法律関係が確定的な段階に至っていない事案であれば、違憲無効とされた当該規定の適用を排除した上で法律関係を確定的なものとするのが相当である。

1. ア○ イ○ ウ○ 2. ア○ イ○ ウ× 3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ× 5. ア× イ○ ウ○ 6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○ 8. ア× イ× ウ×

違憲判断の方法に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

ア. 最高裁判所は、公務員による政党機関誌の配布が国家公務員法違反に問われた堀越事件（最高裁判所平成24年12月7日第二小法廷判決，刑集66巻12号1337頁）において，被告人の配布行為には公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが実質的に認められず，当該配布行為に罰則規定が適用される限りにおいて憲法第21条第1項及び第31条に違反すると判示した。

イ. 最高裁判所は，市有地を無償で神社施設の敷地利用に供していた行為が政教分離原則に違反するかが問われた空知太神社訴訟（最高裁判所平成22年1月20日大法廷判決，民集64巻1号1頁）において，同じ市による別の神社敷地の譲与行為に対する合憲判断と異なり，当該事案における敷地利用提供行為については憲法第89条及び第20条第1項後段に違反すると判示した。

ウ. 最高裁判所は，郵便法の損害賠償責任免除・制限規定が憲法第17条に違反するかが問われた訴訟（最高裁判所平成14年9月11日大法廷判決，民集56巻7号1439頁）において，当該事案では郵便業務従事者の重過失により損害が生じており，郵便法はそのような場合にまで賠償責任の免除・制限を予定するものではないので，郵便法の上記規定が当該事案に適用される限りにおいて憲法第17条に違反すると判示した。

R02-16 違憲判断の方法

KE3121 B

違憲判断の方法に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

ア. 最高裁判所は、公務員による政党機関誌の配布が国家公務員法違反に問われた堀越事件（最高裁判所平成24年12月7日第二小法廷判決，刑集66巻12号1337頁）において，被告人の配布行為には公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが実質的に認められず，当該配布行為に罰則規定が適用される限りにおいて憲法第21条第1項及び第31条に違反すると判示した。

イ. 最高裁判所は，市有地を無償で神社施設の敷地利用に供していた行為が政教分離原則に違反するかが問われた空知太神社訴訟（最高裁判所平成22年1月20日大法廷判決，民集64巻1号1頁）において，同じ市による別の神社敷地の譲与行為に対する合憲判断と異なり，当該事案における敷地利用提供行為については憲法第89条及び第20条第1項後段に違反すると判示した。

ウ. 最高裁判所は，郵便法の損害賠償責任免除・制限規定が憲法第17条に違反するかが問われた訴訟（最高裁判所平成14年9月11日大法廷判決，民集56巻7号1439頁）において，当該事案では郵便業務従事者の重過失により損害が生じており，郵便法はそのような場合にまで賠償責任の免除・制限を予定するものではないので，郵便法の上記規定が当該事案に適用される限りにおいて憲法第17条に違反すると判示した。

合憲限定解釈に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

ア. 合憲限定解釈に対しては、立法者の意思を超えて法文の意味を書き換えてしまう可能性があり、立法権の篡奪につながりかねないという問題がある。

イ. 合憲限定解釈に対しては、当該解釈が不明確であると、犯罪構成要件の保障的機能を失わせ、憲法第31条違反の疑いを生じさせるという問題がある。

ウ. 判例は、集会の自由の規制が問題となった広島市暴走族追放条例について、条例の改正が立法技術上困難でないから、あえて合憲限定解釈をする必要はないとした。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

H27-18K 合憲限定解釈

KE3140 A

合憲限定解釈に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

- ア. 合憲限定解釈に対しては、立法者の意思を超えて法文の意味を書き換えてしまう可能性があり、立法権の篡奪につながりかねないという問題がある。
- イ. 合憲限定解釈に対しては、当該解釈が不明確であると、犯罪構成要件の保障的機能を失わせ、憲法第31条違反の疑いを生じさせるという問題がある。
- ウ. 判例は、集会の自由の規制が問題となった広島市暴走族追放条例について、条例の改正が立法技術上困難でないから、あえて合憲限定解釈をする必要はないとした。

1. ア○ イ○ ウ○ 2. ア○ イ○ ウ× 3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ× 5. ア× イ○ ウ○ 6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○ 8. ア× イ× ウ×。